

## 特 記 仕 様 書

### I 工 事 概 要

1. 工事名称 令和元年度 第5号 滋賀県立大学直流電源装置更新工事
2. 工事場所 滋賀県彦根市八坂町2500
3. 履行期限 令和2年 3月19日限り
4. 工事目的 受変電設備付属直流電源装置の更新
5. 工事内容
  - ・主たる工事内容は、  
A6 棟管理棟(特高電気室)  
B0 棟環境科学部棟(電気室)  
C1 棟工学部棟(電気室)  
D3 棟人間文化学部棟(電気室)  
E0 人間看護学部棟(電気室)  
上記の直流電源装置の更新
  - ・機器更新にあたり、別紙1「滋賀県立大学直流電源装置更新工事更新機器 一覧表」および図面を参照し、機器仕様については同等以上の規格であること。また、更新に伴う配線工事、必要な仮設部材は全て受注者において用意・実施すること。
  - ・仮設電源切り替え時においては、変電設備用電源の一時的な直流電源のみの停電は可とするが、交流電源(電灯、動力)においては通常の供給状態を確保し、大学運営に支障をきたさないこと。
  - ・各機器の細部の設定等は監督職員と協議の上、実施すること。
  - ・工事用の電源については貸与する。
  - ・設置する機器等については、事前に承認図を提出し承諾を得ること。
  - ・工事内容について、疑義が生じた場合は監督職員と協議の上決定すること。
  - ・工事に伴う撤去物は、監督職員の指示に従い適切に処分を行うこと。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律、その他関係法令に従い必要な処理を行うほか、選別等を行いいりサイクル等の再資源化に努めること。
  - ・設置する機器等については事前に承認図を提出し、承諾を受けること。
  - ・完成図書、保証書、工事写真、試験成績書、機器取扱説明書を製本

2部を、また監督職員の指示により、必要に応じ電子媒体によるデータを提出のこと。

## Ⅱ 一般事項

1. 本工事は、関係法令を遵守し、本仕様書、別添図面により実施すること。  
特記仕様書および図面に記載なき事項は、下記に定める仕様書、標準図を適用する。
  - ・国土交通省大臣官房庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）  
）および公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
2. 現場の工事は、騒音、振動等の発生する可能性のある作業については、事前に協議の上実施する。
3. 本工事は、工事实績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センター（JACIC）に提出するとともに、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出すること。